

建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和について

厳しい社会情勢を踏まえ、中小建設業者の受注機会の拡大を図るため、一定の条件のもと現場代理人の工事現場への常駐義務を緩和する措置として、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、兼任可能と判断した工事については、兼任を認めるものとする。

その取扱いは以下のとおりとし、試行実施する。

1．現場代理人の兼任が可能となる工事

次の条件を全て満たす工事のうち、兼任可能と判断したものを対象とする。

- (1) 市が発注した工事間で認める。ただし、県等の工事において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 兼任が可能と認められる工事は、2件までとする。
- (3) 当初の請負金額がいずれも2,500万円未満の工事とする。
- (4) 工事箇所は、いずれも市内に位置する工事とする。
- (5) 連絡体制として、兼任する市発注工事の現場には連絡員を配置する。

2．兼任を認めることができない工事

- (1) 仕様書等において、兼任できない旨が示された工事。
- (2) 交通量10,000台/日以上片側通行規制工事。
- (3) 労働安全衛生規則第90条に該当する工事。
- (4) 難易度、施工内容、労働災害・公衆災害の恐れがあることなどから兼任を認めることが適当でないと発注者が判断した工事。

3．兼任を認める際のその他条件

- (1) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
- (2) 現場代理人は、工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図るとともに、連絡員等に必要な指示を行うこと。
- (3) 土木工事安全施工技術指針第1章第4節に規定する安全管理活動を適切に実施すること。
- (4) 現場代理人が、工事現場を離れる際には、監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築すること。
- (5) 既に現場代理人となっている工事の発注機関に対し、現場代理人兼任届を提出し承認を得ること。
- (6) 兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼任の承認条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。

4．留意事項

兼任が認められる場合においても、市が発注した工事の次に該当する期間については、現場代理人は当該工事現場に常駐する。

- (1) 労働安全衛生規則別表第7「機械等の種類」欄に記載されている機械等を使用する期間。
- (2) 監督員が特に必要と認める期間。

5．現場代理人の兼任に関する手続き等

(1) 兼任届の提出

ア 市発注工事間で兼任する場合契約者は、契約後に提出する技術者等の通知書と合わせ、現場代理人兼任届（市工事等間の兼任）（様式1）及び連絡員配置届（様式3）を市長へ提出する。

イ 既に契約中の市発注工事と県工事等とを兼任する場合契約者は、県工事等との契約締結までに、現場代理人兼任届（県工事等との兼任）（様式2）及び連絡員配置届（様式3）を市長へ提出する。

ウ 既に契約中の県工事等と市発注工事とを兼任する場合契約者は、市との契約締結までに、現場代理人兼任承認申請書（様式4）を市長に提出する。兼任の承認後、県工事等の発注機関に兼任届を提出する。

兼任承認申請の際には、県工事等の発注機関へ提出する現場代理人兼任届を添付する。

(2) 発注工担当課等の長による審査

発注工事担当課等の長は、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるか、ないかを見極めた上で、現場代理人の兼任の可否について判断し、契約者へ兼任の可否について通知する。

6．実施時期

平成26年 1月 1日現在、契約(施工)中の工事及び同日以降に契約を締結する工事から適用する。